

医療保険ご利用時 料金のご案内

【訪問看護】

R8.4.1

				1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日目まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	週4日目以降（看護師）	※厚生労働大臣が定める疾患	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	上記に加算	同日2回目	又は特別訪問看護指示書の交付を受けている場合	+ 4,500円	450円	900円	1,350円
		同日3回目以上		+ 8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加算	月14日目まで 診療所又は在宅療養支援病院の保険医が主治医の場合		+ 2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降 診療所又は在宅療養支援病院の保険医が主治医の場合		+ 2,000円	200円	400円	600円
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間：18:00～22:00 早朝：6:00～8:00		+ 2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算	22:00～6:00		+ 4,200円	420円	840円	1,260円
	長時間訪問看護加算	※特別な管理を要する場合 又は特別訪問看護指示書の交付を受けている場合		+ 5,200円	520円	1,040円	1,560円
	複数名訪問看護加算	2人の看護師が同時に行う訪問看護		+ 4,500円	450円	900円	1,350円
	乳幼児加算	6歳未満の利用者に対して行う訪問看護		+ 1,300円	130円	260円	390円
乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める6歳未満の利用者に対して行う訪問看護		+ 1,800円	180円	360円	540円	

				1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費	月の初日（機能強化型以外）		7,670円	767円	1,534円	2,301円	
	2日目以降（訪問看護管理療養費2）		2,500円	250円	500円	750円	
	上記に加算	24時間対応体制加算（口）		6,520円	652円	1,304円	1,956円
		特別管理加算（Ⅰ）	以下の状態にある者 □ 在宅麻薬等注射指導管理 □ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 □ 在宅強心剤持続投与指導管理 □ 在宅気管切開患者指導管理 を 受けている状態 □ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	+ 5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記に加算	特別管理加算（Ⅱ）	以下の状態にある者 □ 在宅自己腹膜灌流指導管理 □ 在宅血液透析指導管理 □ 在宅酸素療法指導管理 □ 在宅中心静脈栄養法指導管理 □ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 □ 在宅自己導尿指導管理 □ 在宅人工呼吸指導管理 □ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 □ 在宅自己疼痛管理指導管理 □ 在宅肺高血圧症患者指導管理 を 受けている状態 □ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 □ 真皮を越える褥瘡の状態 □ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	+ 2,500円	250円	500円	750円
		退院時共同指導加算	退院・退所にあたって、入院（入所）施設の職員と共同して在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提供した場合	+ 8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算	特別な管理を要する利用者に対して退院時共同指導加算に上乗せして算定	+ 2,000円	200円	400円	600円	
	退院時支援指導加算	退院日に療養上の支援指導が必要な利用者に対して、退院日に指導を行った場合（別に厚生労働大臣が定める疾患、又は退院時に訪問看護が必要と判断された利用者に限る）	+ 6,000円	600円	1,200円	1,800円	
	長時間退院支援指導加算	退院日に療養上の支援指導が必要な利用者に対して、退院日に90分以上又は複数回の指導の合計時間が90分を超えた場合（別に厚生労働大臣が定める疾患、又は退院日に訪問看護が必要と判断された利用者に限る）	+ 8,400円	840円	1,680円	2,520円	
	在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関と月2回以上文書等により情報提供を行い、療養上必要な指導を行った場合	+ 3,000円	300円	600円	900円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更に伴い、医療従事者（医師・看護師等）がカンファレンスを行い、共同で利用者・ご家族に対して指導を行った場合	+ 2,000円	200円	400円	600円	
	看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員の支援を行った場合	+ 2,500円	250円	500円	750円	

				1割	2割	3割
訪問看護情報提供療養費1	利用者の居住地を管轄する市町村、都道府県（利用者1人につき1回）		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2	保育所・幼稚園・小学校・中学校 等（利用者1人につき各年度1回）		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3	利用者の診療を行っている保険医療機関（利用者1人につき月1回）		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、ターミナルの支援体制について説明後、ターミナルケアを行った場合		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

実費	交通費	藤枝市内	330円（税込）
		藤枝市外	550円（税込）
	死後の処置料	11,000円（税込）	

※医療保険の患者様負担額は（基本療養費+管理療養費+加算分）×負担割合（1割・2割・3割）となります。